

尾道市 妊婦支援給付事業

令和7年4月1日以降

尾道市の妊婦さんに対して妊婦支援給付金を支給する事業を実施しています。
申請は電子申請にて受け付けます。

	1回目の支給(妊婦給付認定)	2回目の支給(胎児の数の届出)
金額	5万円(妊婦一人につき)	5万円(胎児一人につき)
申請時期	妊娠届出書提出後	出産予定日の8週間前の日以降

※出産予定日の8週間前の日より早く出産をされた場合、2回目の支給は出産日以降申請可能です。

申請には期限があります。
申請可能になり次第早めに申請をしてください。

1回目の支給：妊娠届出時～

電子
申請

妊娠届出時に申請の
お知らせをお渡しします。



面談

妊娠届出時に面談します。

2回目の支給：妊娠8か月頃～

電子
申請

妊娠7か月頃
申請のお知らせを送付します。

面談

アンケートに回答いただき、
希望される方には保健師や
助産師等が面談します。



産科医療機関での
妊娠確認

妊娠届出

妊娠8か月
(出産予定日の8週間前)

出産

妊娠確認後、流産や死産をされた場合や中絶を選択された場合も
1.2回目ともに支給の対象となります。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】 〒722-0017

尾道市門田町22番5号総合福祉センター 2階

尾道市 健康推進課 すこやか親子係

電話番号：0848-24-1960

令和8年3月作成

